

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2011年5月12日
【四半期会計期間】	第18期第1四半期(自 2011年1月1日 至 2011年3月31日)
【会社名】	株式会社ジュピターテレコム
【英訳名】	Jupiter Telecommunications Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 修 一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
【電話番号】	(03)6765－8100
【事務連絡者氏名】	財務・経理本部長 本 宮 洋 人
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
【電話番号】	(03)6765－8100
【事務連絡者氏名】	財務・経理本部長 本 宮 洋 人
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第17期 第1四半期 連結累計期間	第18期 第1四半期 連結累計期間	第17期
会計期間		自 2010年1月1日 至 2010年3月31日	自 2011年1月1日 至 2011年3月31日	自 2010年1月1日 至 2010年12月31日
営業収益	(百万円)	88,146	91,764	360,112
税金等控除前利益	(百万円)	16,678	19,935	63,167
当社株主帰属四半期(当期)純利益	(百万円)	8,400	10,363	37,690
当社株主帰属資本	(百万円)	384,346	414,743	410,151
総資産額	(百万円)	806,451	811,279	816,763
1株当たり当社株主帰属資本	(円)	55,576.73	59,901.17	59,238.63
1株当たり当社株主帰属四半期(当期)純利益	(円)	1,223.45	1,496.71	5,456.41
希薄化後1株当たり当社株主帰属四半期(当期)純利益	(円)	1,220.64	1,496.07	5,450.89
自己資本比率	(%)	47.7	51.1	50.2
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	25,431	23,622	124,376
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△11,530	△11,576	△57,048
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△7,272	△12,695	△53,542
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	(百万円)	71,055	77,563	78,212
従業員数	(名)	11,145	11,233	11,216

- (注) 1 当社は、米国で一般に公正妥当と認められている会計基準(以下、「米国会計基準」という。)に基づいて連結財務諸表を作成しております。
- 2 営業収益には消費税等は含まれておりません。
- 3 自己資本比率については、小数点第2位を四捨五入して記載しております。
- 4 従業員数には、連結子会社以外への出向者を含めておりません。契約社員及び派遣社員の各四半期末(前期末)の雇員人数を含めて記載しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、主要な関係会社に重要な変更はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(2011年3月31日現在)

正社員数	契約社員数	派遣社員数	従業員数計
5,327名	3,221名	2,685名	11,233名

(注) 米国会計基準における連結会社の就業人員の合計数であります。

(2) 提出会社の状況

(2011年3月31日現在)

正社員数	契約社員数	派遣社員数	従業員数計
2,059名	1,159名	1,171名	4,389名

(注) 他社へ出向中の従業員を除き、社外からの出向者を含めた就業人員数を記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【販売の状況】

当第1四半期連結会計期間における販売実績は、次のとおりであります。

区分	当第1四半期 (自 2011年1月1日 至 2011年3月31日)	前年同四半期比
	金額(百万円)	(%)
利用料収入 (注)3	76,132	103.6
その他の収入	15,632	106.4
合計	91,764	104.1

(注) 1 金額には消費税は含まれておりません。

2 主な相手先別の販売実績については総販売実績に対する割合が10%以上の相手先はありませんので記載を省略しております。

3 利用料収入の内訳は、ケーブルテレビ利用料収入40,743百万円、高速インターネット接続利用料収入22,206百万円、電話利用料収入13,183百万円であります。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等はありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載しております「事業等のリスク」について、重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の変更はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間（以下、「当第1四半期」という。）におきましては、景気の低迷などを背景に有料多チャンネル放送サービス市場が伸び悩み、本年7月24日に予定されている地上波放送の完全デジタル化を目前に控え、大手通信事業者等との厳しい競合状況が続きました。このような状況の下、当社グループは、地デジ需要の獲得を最重要課題と位置付け、サービス加入世帯数の拡大を目的とするボリューム戦略と加入世帯当たり月次収益(Average Revenue Per Unit、以下、「ARPU」という。)の向上を目的とするバリュー戦略、及び番組の質の向上を目的とするコンテンツ戦略を推進いたしました。また、KDDI株式会社(以下、「KDDI」という。)とのアライアンスでは、「通信事業・商品提携」分野を中心に、事業提携の施策を強化・拡大いたしました。

ボリューム戦略では、戦略商品を活用した加入世帯数の裾野拡大を目的に各種の施策を実施いたしました。

一点目は、「J:COM TV My style」の拡販による加入世帯数の増加であります。2010年7月に投入した「J:COM TV My style」は、地上デジタル放送及びBSデジタル放送に高速インターネット接続サービスや固定電話サービスなどの通信系サービスに加えて、ビデオ・オン・デマンド(VOD)サービス(「J:COM オンデマンド」)の「見放題パック」を選択してご利用いただくパッケージサービスで、「見たいときに見たい番組を楽しみたい」という視聴スタイルの変化など、多様化するお客様のニーズに合致するサービスであると共に、手軽に地デジ対策ができる戦略商品であります。

当第1四半期におきましては、同商品の商品力の向上を目的に、VODの「見放題パック」のラインナップを、前期末の31パックから42パック(当第1四半期末現在)に拡充いたしました。また、マーケティング・営業施策として、本年3月に地上波放送を利用した「J:COM TV My style」のテレビコマーシャルを、当社グループの全サービスエリア(仙台を除く)で放映いたしました。この結果、「J:COM TV My style」の加入世帯数は、当第1四半期中に38,400世帯増加し、当第1四半期末現在の累計で107,000世帯となりました。

次に、当社グループは、サービスエリア内にある約141万世帯の未接続難視共聴世帯(注)の取り込みに注力いたしました。その結果、施設管理者との間で当社グループが営業をすることで合意できた世帯数は、当第1四半期中に約6万世帯増加し、当第1四半期末現在の累計で、約106万世帯となりました。同時に合意済み世帯の有料顧客化を推進し、当第1四半期中に約2万RGU(収益獲得単位数)を獲得いたしました。

(注)難視共聴世帯：ビルや送電線などの陰になることで電波障害が生じ、テレビ放送を視聴するためには地上波放送の電波を共同受信する施設(難視共聴施設)から電波を分配受信する必要がある世帯。
(未接続とは、当社グループのネットワークに接続していないこと。)

三点目は、解約率の改善に向けた施策であります。当社グループでは、お客様により快適にサービスをご利用いただくため、カスタマーセンター等にご連絡頂いたお客様に対し、お客様のニーズをより一層満たす商品やプランのご提案を行うとともに、必要に応じてお客様宅へ担当者が訪問し、機器の操作方法などの説明を行うなど、きめ細やかなカスタマーサポートを通じ、お客様満足度の向上に努めました。また、新規に加入されるお客様に対しては、「お得プラン」や「J:COM TV My style」等、より長くご利用いただくことを目的としたパッケージ商品(長期契約商品)を販売促進いたしました。以上の施策に加え、2010年9月末までにケーブルテレビサービスのデジタル化がほぼ完了したことに伴い、アナログサービス加入世帯の解約が大幅に減少したことなどにより、当第1四半期のRGUあたりの平均月次解約率は前第1四半期連結会計期間（以下、「前年同四半期」という。）の1.21%から0.13ポイント改善し、1.08%となりました。

以上の施策の結果、当第1四半期末における総加入世帯数(いずれか1つ以上のサービスに加入している世帯数)は、前年同四半期末の3,293,200世帯から161,000世帯(4.9%)増加し3,454,200世帯となりました。サービス別では、ケーブルテレビサービスの加入世帯数は、前年同四半期末の2,599,000世帯から119,100世帯(4.6%)増加し、2,718,100世帯となりました。高速インターネット接続サービスおよび電話サービスの加入世帯数は、前年同四半期末の1,603,300世帯、1,801,500世帯からそれぞれ111,800世帯(7.0%)、214,100世帯(11.9%)増加し、1,715,100世帯、2,015,600世帯となりました。これにより、ケーブルテレビ、高速インターネット、電話の3サービス合計提供数は、前年同四半期末の6,003,800世帯から、445,000世帯(7.4%)増加の6,448,800世帯となりました。

バリュー戦略では、「お得プラン」や「J:COM TV My style」など複数サービスのパッケージ商品の加入世帯数が増加したこと等により、当第1四半期末の加入世帯あたりの提供サービス数(バンドル率)は、前年同四半期末の1.82から0.05増加し、1.87となりました。また、ケーブルテレビサービスにおいて、「ブルーレイHDR」(番組をハイビジョン画質でブルーレイディスクへ録画可能なハードディスク内蔵型セットトップボックス)の加入促進に努めました。その結果、当第1四半期末の「ブルーレイHDR」の加入世帯数は、前年同四半期末比46,800世帯増加し、54,100世帯となりました。VODサービスにおいては、KDDIが企画・プロデュースした映画「高校デビュー」の劇場公開前先行試写会を本年3月27日に実施するなど、引き続き同サービスの利用促進を図ったことにより、利用料収入が前年同四半期比48.2%増の1,188百万円となりました。一方で、高速インターネット接続サービス及び電話サービスの加入世帯の増加により、加入世帯あたりの利用料収入が相対的に高いケーブルテレビサービスの総加入世帯数に占める割合が低下したこともあり、当第1四半期のARPUは、前年同四半期と比較して71円減少し、7,617円となっております。

コンテンツ戦略では、視聴者からのご要望をダイレクトに番組編成に反映することで、コンテンツの質の向上に努めました。具体的には、当社の連結子会社であるジュピターエンタテインメント株式会社が運営する女性向けエンターテイメント・チャンネル「LaLa TV」において、従来より人気の高い韓国ドラマを対象にした、全国の視聴者へのアンケート調査結果で、上位にランキングされたタイトルを順次放送する特別編成枠「韓流レジェンド」を設けるなど、本年4月より番組編成を大幅に変更いたしました。また、番組のハイビジョン化の一環として、「LaLa TV」及び映画専門チャンネル「ムービープラス」のハイビジョン番組の比率を上げることに注力いたしました。

KDDIとのアライアンスに関しては、各事業分野における検討段階を経て、本年度は具体的な提携施策の実行段階に入りました。当社グループは、2010年12月に「通信事業・商品提携」分野においてKDDIの持分法適用関連会社であるUQコミュニケーションズ株式会社が提供する高速モバイルインターネットサービスを「J:COM WiMAX」として導入いたしました。当第1四半期においてはJ:COM NET加入世帯への同サービスの販売を本格化いたしました。また、「販売協力」分野において2010年8月に開始した当社グループのサービスとKDDIのau携帯のクロスセル・プロモーションの対象エリアを、本年2月から札幌、仙台エリアにも拡大いたしました。「通信事業・商品提携」においては、電話サービスの大幅な利便性の向上を通じ、新規契約のさらなる獲得と解約の防止を目的に、本年4月から、KDDIのプラットフォームを利用した電話サービスを「J:COM PHONEプラス」として導入し、新規のお客様を対象に提供を開始いたしました。「J:COM PHONEプラス」の加入世帯は、既存の「J:COM PHONE」加入世帯だけでなく、KDDIの電話サービス加入世帯や全てのau携帯電話への通話が無料になります。このメリットを最大限に訴求することにより、当社グループは新規加入世帯の一層の増加を図ってまいります。また、既存のレガシー系電話の加入世帯につきましても、順次、「J:COM PHONEプラス」への移行を図ることで、お客様満足度の向上を通じ解約の防止に努めてまいります。

以下の経営成績の記載におきましては、買収後1年間において、被買収企業等を連結することにより連結財務諸表に与える実影響額を「買収による影響額」とし、それを除いた増減額を既存連結子会社における変動額としております。なお、当第1四半期に買収による影響額の対象となる範囲は、すずらんケーブル(2010年2月1日に当社の連結子会社である株式会社ケーブルネット神戸芦屋が財団法人京阪神ケーブルビジョンより譲受)、こうべケーブルビジョン(2010年4月1日に上述の株式会社ケーブルネット神戸芦屋が財団法人神戸市開発管理事業団より譲受)及びケーブルビジョン葛西(2010年6月1日に当社の連結子会社である江戸川ケーブルテレビ株式会社が財団法人東京ケーブルビジョンより譲受)であります。

当第1四半期の営業収益は、前年同四半期の88,146百万円から、買収による影響額204百万円及び既存連結子会社分の増加額3,414百万円(3.9%)により3,618百万円(4.1%)増加し、91,764百万円となりました。うち利用料収入は、買収による影響額188百万円に加え、既存連結子会社分が2,485百万円(3.4%)増加したことにより、前年同四半期の73,459百万円から2,673百万円(3.6%)増加の76,132百万円となっております。

サービス別の利用料収入は、ケーブルテレビサービスが、前年同四半期の39,803百万円から940百万円(2.4%)増加の40,743百万円、高速インターネット接続サービスが、前年同四半期の21,403百万円から803百万円(3.8%)増加の22,206百万円、電話サービスが、前年同四半期の12,253百万円から930百万円(7.6%)増加の13,183百万円となりました。

ケーブルテレビサービスの利用料収入の増加は、「J:COM TV My style」の導入によるARPUの低下はあるものの、加入世帯数が増加したことに加え、ブルーレイを中心としたHDR及びVODなど、デジタルサービスの利用が増加したことも要因となっております。高速インターネット接続サービス及び電話サービスにおいても、加入世帯数の増加に伴い利用料収入は増加しましたが、バンドル化の進展による月額基本料金の割引の増加により、一部が相殺されております。なお、既存連結子会社におけるサービス別利用料収入の増加率は、ケーブルテレビサービスが2.0%、高速インターネット接続サービスが3.6%、電話サービスが7.6%となっております。

当第1四半期の営業収益—その他は、前年同四半期の14,687百万円から945百万円(6.4%)増加の15,632百万円となりました。主な増加要因は電波障害対策収入によるものです。

営業費用は、当第1四半期において、番組・その他営業費用が前年同四半期の31,954百万円から1,208百万円(3.8%)増加の33,162百万円となりました。主な増加要因は、番組関連費用及び業務委託費の増加によるものです。

販売費及び一般管理費は、前年同四半期の17,624百万円から198百万円(1.1%)減少の17,426百万円となりました。これは、人件費の増加はあったものの、広告宣伝関連費用などが減少したことによるものです。

減価償却費は、当第1四半期において、前年同四半期の21,136百万円から591百万円(2.8%)減少の20,545百万円となりました。これは、一部の資産が償却満了となったことなどによるものです。

以上の結果、当第1四半期における営業利益は前年同四半期の17,432百万円から3,199百万円(18.3%)増加の20,631百万円となりました。

当第1四半期の税金等控除前利益は、前年同四半期の16,678百万円から3,257百万円(19.5%)増加の19,935百万円、当社株主帰属四半期純利益は、前年同四半期の8,400百万円から1,963百万円(23.4%)増加の10,363百万円となりました。

なお、2011年3月11日に発生した「東日本大震災」により、当第1四半期において、利用料金等の減免による営業収益の減少及び一部資産の修繕費用等を計上しておりますが、経営成績への影響は軽微でした。また、当社グループの幹線・設備等の資産に重要な被害はありませんでした。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期末における総資産は前連結会計年度末の816,763百万円から5,484百万円減少し、811,279百万円となりました。これは主として有形固定資産が減価償却により減少したことによるものであります。

負債合計は、主に当第1四半期における法人税等の支払により未払法人税等が減少したことで、前連結会計年度末の390,353百万円から10,344百万円減少し、380,009百万円となりました。

当社株主帰属資本は、前連結会計年度末の410,151百万円から4,592百万円増加し、414,743百万円となりました。これは主として当社株主帰属四半期純利益が増加したことによるものですが、配当金の支払により一部が相殺されております。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、当第1四半期に営業活動の結果得られた資金額23,622百万円、投資活動で支出した資金額11,576百万円及び財務活動で支出した資金額12,695百万円により、前連結会計年度末の78,212百万円から649百万円減少し、77,563百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期の営業活動の結果得られた資金は23,622百万円で、前年同四半期の25,431百万円に比べ1,809百万円の減少となりました。これは、収益は向上したものの、法人税等の支払額が増加したことなどによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期に投資活動に使用した資金は11,576百万円で、前年同四半期の11,530百万円の使用に比べ46百万円の増加となりました。これは、資本的支出は1,000百万円増加したものの、当第1四半期には事業譲受による支出が発生しなかったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期に財務活動に使用した資金は12,695百万円で、前年同四半期の7,272百万円の使用に比べ5,423百万円の増加となりました。これは、前年同四半期にはストックオプションの行使について自己株式を割り当てたことによる収入3,771百万円及び新株の発行による収入616百万円があったことと、当第1四半期において配当金の支払額が2,870百万円増加したことによるものですが、借入金の返済額(純額)が2,132百万円減少したことにより一部が相殺されております。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な計画の変更、重要な計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,000,000
優先株式	5,000,000
計	20,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2011年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2011年5月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,947,813	6,947,813	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	権利内容に何ら限定のない 当社における標準的な株式
計	6,947,813	6,947,813	—	—

(注) 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

(ア) 2011年2月24日開催の取締役会決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく中期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションであります。

区分	第1四半期会計期間末現在 (2011年3月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	420
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	420 (新株予約権1個当たりの目的となる株式の数 1株)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき1円
新株予約権の行使期間	自 2011年3月16日 至 2019年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注) 3、4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後に当社が、合併、募集株式の発行または会社分割等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。なお、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

- 2 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、再編対象会社の新株予約権を当新株予約権と同等の条件により交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- 3 ① 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役員の地位を解任等の事由以外で退任した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から2年間に限り本新株予約権を行使することができます。
- ② 新株予約権者は、上記①にかかわらず、以下のア)又はイ)に定める事由(ただし、イ)については再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。
- ア) 新株予約権者が2013年2月29日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2013年3月1日から2019年2月28日まで新株予約権を行使できるものとします。
- イ) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合には(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合には)、当該承認日の翌日から15日間行使できるものとします。

- 4 上記3②ア)に従い募集新株予約権を行使する場合、以下の①又は②に掲げる日までの間、既に行使した募集新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができます。この場合において、当該計算により得られた数が整数でないときには、その数を切り上げて得られる整数を新株予約権者が行使できる本新株予約権の数とします。

- ① 2014年2月28日まで 50%
- ② 2019年2月28日まで 100%

- 5 以下の(1)、(2)又は(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができるものとします。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- 6 上記の他、新株予約権の喪失事由、相続人による本新株予約権の行使、その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2011年2月24日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権（中期・株式報酬型ストックオプション）割当契約書」及び「2011年募集新株予約権割当通知書」等に定めるところによるものとします。

(イ) 2011年2月24日開催の取締役会決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく長期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションであります。

区分	第1四半期会計期間末現在 (2011年3月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	251
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	251 (新株予約権1個当たりの目的となる株式の数 1株)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき1円
新株予約権の行使期間	至 2011年3月16日 自 2031年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後に当社が、合併、募集株式の発行または会社分割等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。なお、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

- 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、再編対象会社の新株予約権を当新株予約権と同等の条件により交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。
- ① 新株予約権者は、当社の取締役又は監査役の地位を解任等の事由以外で退任した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から2年間に限り本新株予約権を行使することができます。
② 新株予約権者は、上記①にかかわらず、以下のア)又はイ)に定める事由(ただし、イ)については再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。
ア) 新株予約権者が2029年2月28日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2029年3月1日から2031年2月28日まで新株予約権を行使できるものとします。
イ) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合には(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合には)、当該承認日の翌日から15日間行使できるものとします。
- 以下の(1)、(2)又は(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができるものとします。
(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- 上記の他、新株予約権の喪失事由、相続人による本新株予約権の行使、その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2011年2月24日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権(長期・株式報酬型ストックオプション)割当契約書」及び「2011年募集新株予約権割当通知書」等に定めるところによるものとします。

(ウ) 2010年2月25日開催の取締役会決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく中期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションであります。

区分	第1四半期会計期間末現在 (2011年3月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	475
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	475 (新株予約権1個当たりの目的となる株式の数 1株)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき1円
新株予約権の行使期間	自 2010年3月16日 至 2018年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注) 3、4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後に当社が、合併、募集株式の発行または会社分割等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。なお、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

- 2 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、再編対象会社の新株予約権を当新株予約権と同等の条件により交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- 3 ① 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役員の地位を解任等の事由以外で退任した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から2年間に限り本新株予約権を行使することができます。

② 新株予約権者は、上記①にかかわらず、以下のア)又はイ)に定める事由(ただし、イ)については再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。

ア) 新株予約権者が2012年2月29日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2012年3月1日から2018年2月28日まで新株予約権を行使できるものとします。

イ) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合には(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合には)、当該承認日の翌日から15日間行使できるものとします。

- 4 上記3②ア)に従い募集新株予約権を行使する場合、以下の①又は②に掲げる日までの間、既に行使した募集新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができます。この場合において、当該計算により得られた数が整数でないときには、その数を切り上げて得られる整数を新株予約権者が行使できる本新株予約権の数とします。

① 2013年2月28日まで 50%

② 2018年2月28日まで 100%

- 5 以下の(1)、(2)又は(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができるものとします。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

- 6 上記の他、新株予約権の喪失事由、相続人による本新株予約権の行使、その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2010年2月25日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権（中期・株式報酬型ストックオプション）割当契約書」及び「2010年募集新株予約権通知書」等に定めるところによるものとします。

(エ) 2010年2月25日開催の取締役会決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく長期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションであります。

区分	第1四半期会計期間末現在 (2011年3月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	283
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	283 (新株予約権1個当たりの目的となる株式の数 1株)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき1円
新株予約権の行使期間	自 2010年3月16日 至 2030年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後に当社が、合併、募集株式の発行または会社分割等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。なお、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

- 2 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、再編対象会社の新株予約権を当新株予約権と同等の条件により交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- 3 ① 新株予約権者は、当社の取締役又は監査役の地位を解任等の事由以外で退任した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から2年間に限り本新株予約権を行使することができます。

② 新株予約権者は、上記①にかかわらず、以下のア)又はイ)に定める事由(ただし、イ)については再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。

ア) 新株予約権者が2028年2月28日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2028年3月1日から2030年2月28日まで新株予約権を行使できるものとします。

イ) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合には(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合には)、当該承認日の翌日から15日間行使できるものとします。

- 4 以下の(1)、(2)又は(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができるものとします。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

- 5 上記の他、新株予約権の喪失事由、相続人による本新株予約権の行使、その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2010年2月25日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権(長期・株式報酬型ストックオプション)割当契約書」及び「2010年募集新株予約権通知書」等に定めるところによるものとします。

(オ) 2009年4月23日開催の取締役会決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく中期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションであります。

区分	第1四半期会計期間末現在 (2011年3月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	682
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	682 (新株予約権1個当たりの目的となる株式の数 1株)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき1円
新株予約権の行使期間	自 2009年5月16日 至 2017年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注) 3、4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後に当社が、合併、募集株式の発行または会社分割等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。なお、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

- 2 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、再編対象会社の新株予約権を当新株予約権と同等の条件により交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。
- 3 ① 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役員の地位を解任等の事由以外で退任した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から2年間に限り本新株予約権を行使することができます。
- ② 新株予約権者は、上記①にかかわらず、以下のア)又はイ)に定める事由(ただし、イ)については再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。
 - ア) 新株予約権者が2011年4月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2011年5月1日から2017年4月30日まで新株予約権を行使できるものとします。
 - イ) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合には(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合には)、当該承認日の翌日から15日間行使できるものとします。
- 4 上記3②ア)に従い募集新株予約権を行使する場合、以下の①又は②に掲げる日までの間、既に行使した募集新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができます。この場合において、当該計算により得られた数が整数でないときには、その数を切り上げて得られる整数を新株予約権者が行使できる本新株予約権の数とします。
 - ① 2012年4月30日まで 50%
 - ② 2017年4月30日まで 100%
- 5 以下の(1)、(2)又は(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができるものとします。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

- 6 上記の他、新株予約権の喪失事由、相続人による本新株予約権の行使、その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2009年4月23日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権（中期・株式報酬型ストックオプション）割当契約書」及び「2009年募集新株予約権通知書」等に定めるところによるものとします。

(カ) 2009年3月25日開催の取締役会決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく長期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションであります。

区分	第1四半期会計期間末現在 (2011年3月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	269
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	269 (新株予約権1個当たりの目的となる株式の数 1株)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき1円
新株予約権の行使期間	自 2009年4月16日 至 2029年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権を割当ての日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後に当社が、合併、募集株式の発行または会社分割等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。なお、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

- 2 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、再編対象会社の新株予約権を当新株予約権と同等の条件により交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- 3 ① 新株予約権者は、当社の取締役又は監査役の地位を解任等の事由以外で退任した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から2年間に限り本新株予約権を行使することができます。

② 新株予約権者は、上記①にかかわらず、以下のア)又はイ)に定める事由(ただし、イ)については再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。

ア) 新株予約権者が2027年3月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2027年4月1日から2029年3月31日まで新株予約権を行使できるものとします。

イ) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合には(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合には)、当該承認日の翌日から15日間行使できるものとします。

- 4 以下の(1)、(2)又は(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができるものとします。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

- 5 上記の他、新株予約権の喪失事由、相続人による本新株予約権の行使、その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2009年3月25日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権(長期・株式報酬型ストックオプション)割当契約書」及び「2009年募集新株予約権通知書」等に定めるところによるものとします。

(キ) 2008年7月29日開催の取締役会決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく中期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションであります。

区分	第1四半期会計期間末現在 (2011年3月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	170
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	170 (新株予約権1個当たりの目的となる株式の数 1株)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき1円
新株予約権の行使期間	自 2008年8月16日 至 2016年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注) 3、4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後に当社が、合併、募集株式の発行または会社分割等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。なお、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

- 2 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、再編対象会社の新株予約権を当新株予約権と同等の条件により交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。
- 3 ① 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役員の地位を解任等の事由以外で退任した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から2年間に限り本新株予約権を行使することができます。
- ② 新株予約権者は、上記①にかかわらず、以下のア)又はイ)に定める事由(ただし、イ)については再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。
 - ア) 新株予約権者が2010年7月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2010年8月1日から2016年7月31日まで新株予約権を行使できるものとします。
 - イ) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合には(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合には)、当該承認日の翌日から15日間行使できるものとします。
- 4 上記3②ア)に従い募集新株予約権を行使する場合、以下の①又は②に掲げる日までの間、既に行使した募集新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができます。この場合において、当該計算により得られた数が整数でないときには、その数を切り上げて得られる整数を新株予約権者が行使できる本新株予約権の数とします。
 - ① 2011年7月31日まで 50%
 - ② 2016年7月31日まで 100%
- 5 以下の(1)、(2)又は(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができるものとします。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

- 6 上記の他、新株予約権の喪失事由、相続人による本新株予約権の行使、その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2008年7月29日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権（株式報酬型ストックオプション）割当契約書」及び「2008年募集新株予約権通知書」等に定めるところによるものとします。

(ク) 2007年4月27日開催の取締役会決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく長期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションであります。

区分	第1四半期会計期間末現在 (2011年3月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	169
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	169 (新株予約権1個当たりの目的となる株式の数 1株)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき1円
新株予約権の行使期間	自 2007年5月16日 至 2027年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後に当社が、合併、募集株式の発行または会社分割等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。なお、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

- 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、再編対象会社の新株予約権を当新株予約権と同等の条件により交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。
- ① 新株予約権者は、当社の取締役及び監査役いずれの地位をも解任等の事由以外で喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から2年間に限り本新株予約権を行使することができます。
② 新株予約権者は、上記①にかかわらず、以下のア)又はイ)に定める事由(ただし、イ)については再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。
ア) 新株予約権者が2025年3月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2025年4月1日から2027年3月31日まで新株予約権を行使できるものとします。
イ) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合には(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合には)、当該承認日の翌日から15日間行使できるものとします。
- 以下の(1)、(2)又は(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができるものとします。
(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- 上記の他、新株予約権の喪失事由、相続人による本新株予約権の行使、その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2007年4月27日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権(株式報酬型ストックオプション)割当契約書」及び「2007年募集新株予約権通知書」等に定めるところによるものとします。

(ケ) 2006年3月28日開催の株主総会決議によるもの

区分	第1四半期会計期間末現在 (2011年3月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	120
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1,2	120 (新株予約権1個当たりの目的となる株式の数 1株)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき1円
新株予約権の行使期間	自 2006年4月26日 至 2026年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとします。ただし、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

この調整は当該時点で行使される新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。また、当社が他社と新設合併若しくは吸収合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとします。

- 2 ① 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び業務執行上で中枢的な役割を担う重要な役職の地位を、解任等の事由以外で喪失した場合、新株予約権の行使可能期間を超えない範囲で、当該喪失日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から2年間に限り新株予約権を行使することができます。
- ② 新株予約権者は、上記①にかかわらず、以下のア)イ)に定める事由が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。
 - ア) 2024年3月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2024年4月1日より新株予約権を行使できるものとします。
 - イ) 当社が消滅会社となる合併で存続会社となる会社が本新株予約権に係る義務を承継する旨の定めのない合併契約書の議案、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転で完全親会社となる会社が本新株予約権に係る義務を承継する旨の定めのない議案につき当社株主総会で承認された場合には、当該承認日の翌日から15日間行使できるものとします。
- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとします。

(コ) 2004年7月9日開催の臨時株主総会決議によるもの

区分	第1四半期会計期間末現在 (2011年3月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	553
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1,2	3,318 (新株予約権1個当たりの目的となる株式の数 6株)
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	新株予約権1個につき 480,000円
新株予約権の行使期間	自 2004年9月12日 至 2012年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(注)2	発行価格 80,000円 資本組入額 40,000円
新株予約権の行使の条件	※
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 株主総会において新株予約権の付与決議がなされたもののうち、実際に当社と被付与者との間で付与契約が締結され、かつ当該付与契約上、取得者が権利を喪失していない新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を記載しております。
- 2 新株予約権発行後に当社が株式の分割若しくは併合を行う場合、又はその他の事由により調整の必要が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数及び権利行使価額は調整され、それに伴い価格は変動します。

※新株予約権行使の条件

- 1 新株予約権は、下記4の場合を除き、割当対象者に限り行使することができます。
- 2 割当対象者については、2012年8月23日までに、割当を受けた新株予約権のすべてについて一部又は全部を行使することができます。
- 3 新株予約権発行後に割当対象者が当社又は当社のグループ事業会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合及び当社の大株主の構成に重大な変更が生じた場合には、上記2の定めにかかわらず、下記6記載の「新株予約権割当契約」の定めるところにより、新株予約権の行使につき別に取り扱うことができるものとします。
- 4 新株予約権発行後、新株予約権を喪失することなく割当対象者が死亡した場合には、その相続人による新株予約権の行使を認めますが、行使可能な新株予約権の個数、行使可能な期間その他の新株予約権の行使の条件については、下記6記載の「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。
- 5 新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、又は株式交換若しくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合は、合理的な範囲で、但し割当対象者に追加の実質的な経済的利益を与えることなく、新株予約権の目的となる株式数、権利行使価額、権利行使期間その他について必要と認める調整を行い、権利行使を制限し、又は未行使の新株予約権を失効させることができるものとします。
- 6 上記の他、割当対象者が当社又は当社のグループ事業会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合の行使可能な新株予約権の個数、行使可能な期間等、新株予約権の喪失事由その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2004年6月24日及び同年7月9日開催の当社取締役会決議並びに同年7月9日開催の当社株主総会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。

(サ) 2003年10月3日開催の臨時株主総会決議によるもの

区分	第1四半期会計期間末現在 (2011年3月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	561
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1,2	3,366 (新株予約権1個当たりの目的となる株式の数6株)
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	新株予約権1個につき 480,000円
新株予約権の行使期間	自2003年12月12日 至2012年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(注)2	発行価格 80,000円 資本組入額 40,000円
新株予約権の行使の条件	※
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—

(注) 1 株主総会において新株予約権の付与決議がなされたもののうち、実際に当社と被付与者との間で付与契約が締結され、かつ当該付与契約上、取得者が権利を喪失していない新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を記載しております。

2 新株予約権発行後に当社が株式の分割若しくは併合を行う場合、又はその他の事由により調整の必要が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数及び権利行使価額は調整され、それに伴い価格は変動します。

※新株予約権行使の条件

- 1 新株予約権は、下記4の場合を除き、割当対象者に限り行使することができます。
- 2 割当対象者については、2012年8月23日までに、割当を受けた新株予約権のすべてについて、一部又は全部を行使することができます。
- 3 新株予約権発行後に割当対象者が当社又は当社のグループ事業会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合及び当社の大株主の構成に重大な変更が生じた場合には、上記2の定めにかかわらず、下記6記載の「新株予約権割当契約」に定めるところにより、新株予約権の行使につき別に取り扱うことができるものとします。
- 4 新株予約権発行後、新株予約権を喪失することなく割当対象者が死亡した場合には、その相続人による新株予約権の行使を認めますが、行使可能な新株予約権の個数、行使可能な期間その他の新株予約権の行使の条件については、下記6記載の「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。
- 5 新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、又は株式交換若しくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合は、合理的な範囲で、但し割当対象者に追加の実質的な経済的利益を与えることなく、新株予約権の目的となる株式数、権利行使価額、権利行使期間その他について必要と認める調整を行い、権利行使を制限し、又は未行使の新株予約権を失効させることができるものとします。
- 6 上記の他、割当対象者が当社又は当社のグループ事業会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合の行使可能な新株予約権の個数、行使可能な期間等、新株予約権の喪失事由その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2003年9月18日開催の当社取締役会決議及び2003年10月3日開催の当社臨時株主総会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。

(シ) 2002年7月8日開催の臨時株主総会決議によるもの

区分	第1四半期会計期間末現在 (2011年3月31日)
新株予約権の数(個)(注) 1	520
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注) 1, 2	3,120 (新株予約権1個当たりの目的となる株式の数 6株)
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	新株予約権1個につき 480,000円
新株予約権の行使期間	自 2002年9月12日 至 2012年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(注) 2	発行価格 80,000円 資本組入額 40,000円
新株予約権の行使の条件	※
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—

- (注) 1 株主総会において新株予約権の付与決議がなされたもののうち、実際に当社と被付与者との間で付与契約が締結され、かつ当該付与契約上、取得者が権利を喪失していない新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を記載しております。
- 2 新株予約権発行後に当社が株式の分割若しくは併合を行う場合、又はその他の事由により調整の必要が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数及び権利行使価額は調整され、それに伴い価格は変動します。

※新株予約権行使の条件

- 1 新株予約権は、下記4の場合を除き、割当対象者に限り行使することができます。
- 2 割当対象者については、2012年8月23日までに、割当を受けた新株予約権のすべてについて、一部又は全部を行使することができます。
- 3 新株予約権発行後に割当対象者が当社又は当社のグループ事業会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合及び当社の大株主の構成に重大な変更が生じた場合には、上記2の定めにかかわらず、下記6記載の「新株予約権割当契約」に定めるところにより、新株予約権の行使につき別に取り扱うことができるものとします。
- 4 新株予約権発行後、新株予約権を喪失することなく割当対象者が死亡した場合には、その相続人による新株予約権の行使を認めますが、行使可能な新株予約権の個数、行使可能な期間その他の新株予約権の行使の条件については、下記6記載の「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。
- 5 新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、又は株式交換若しくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合は、合理的な範囲で、但し割当対象者に追加の実質的な経済的利益を与えることなく、新株予約権の目的となる株式数、権利行使価額、権利行使期間その他について必要と認める調整を行い、権利行使を制限し、又は未行使の新株予約権を失効させることができるものとします。
- 6 上記の他、割当対象者が当社又は当社のグループ事業会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合の行使可能な新株予約権の個数、行使可能な期間等、新株予約権の喪失事由その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2002年6月18日開催の当社取締役会決議及び2002年7月8日開催の当社臨時株主総会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2011年3月31日	—	6,947,813	—	117,550	—	31,690

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間中に、大量保有報告書及び大量保有報告書の変更報告書の送付を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として当第1四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりません。

(注) 2011年3月17日にKDDI株式会社(以下、「KDDI」という。)より提出された大量保有報告書により、2010年12月31日時点で当社の大株主であったKDDI Global Media, LP及びKDDI International Holdings, LLC(以下、「KDDI International」という。)が、2011年3月11日に解散し、それらの出資資産の還付を受けたことにより、KDDIが当社の普通株式2,133,797株(当該大量保有報告書提出日現在、発行済株式総数に対する所有株式数の割合30.71%)を取得したこと(当該大量保有報告書上は、KDDIの保有株券等の数は、みずほ信託銀行株式会社との有価証券管理信託契約に基づく信託株式152,904株が含まれていることが記載されております。)、また、KDDI Internationalの清算処理として、KDDI International、KDDI及びみずほ信託銀行株式会社の間の3月11日付合意書に基づき、みずほ信託銀行株式会社との有価証券管理信託契約及びこれに伴う信託受益権等の権利義務(当該信託株式について議決権その他の権利を行使または指図をする権限、投資をするのに必要な権限または指図をする権限を有さず、一定の場合に限り、信託元本の全部または一部の解約が行われ、信託株式が返還されることがあること等)については、全てKDDIが承継したことが記載されております。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である2010年12月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

2010年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 24,102	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準的な株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,923,711	6,923,711	権利内容に何ら限定のない当社における標準的な株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	6,947,813	—	—
総株主の議決権	—	6,923,711	—

(注) ストックオプションの行使により、2011年3月末時点の完全議決権株式(自己株式等)の株式数は24,024株、完全議決権株式(その他)の株式数は6,923,789株、発行済株式総数は6,947,813株となっております。

② 【自己株式等】

2010年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ジュピターテレコム	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	24,102	—	24,102	0.34
計	—	24,102	—	24,102	0.34

(注) ストックオプションの行使等により、2011年3月末日時点の自己名義所有株式数は24,024株となっております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	2011年1月	2月	3月
最高(円)	86,800	89,300	89,600
最低(円)	83,600	83,800	74,500

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
社長 代表取締役	最高経営責任者 ケーブルTV事業部門分掌 兼 ケーブルTV事業部門長	社長 代表取締役	最高経営責任者 ケーブルTV事業部門分掌 兼 ケーブルTV事業部門担当	森 修 一	2011年4月1日
専務取締役 代表取締役	最高財務責任者 経営戦略部門長	専務取締役 代表取締役	最高財務責任者 経営戦略部門担当	青 木 智 也	2011年4月1日
取締役	事業戦略部門長	取締役	事業戦略部門担当	加 藤 徹	2011年4月1日
取締役	ケーブルTV事業 部門長補佐	取締役	ケーブルTV事業 部門担当補佐	松 本 正 幸	2011年4月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第73号）附則第6条に基づく改正前の「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第93条の規定により、米国において一般に公正妥当と認められている会計基準による用語、様式及び作成方法に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表の金額の表示は、百万円未満を四捨五入して記載しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2010年1月1日から2010年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(2010年1月1日から2010年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表については、あずさ監査法人により四半期レビューを受け、当連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2011年1月1日から2011年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(2011年1月1日から2011年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、2010年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	注記 番号	当第1四半期連結会計期間末 (2011年3月31日)	前連結会計年度末 (2010年12月31日)
流動資産：			
現金及び現金同等物		77,563	78,212
売掛金		20,546	22,211
貸倒引当金		△577	△530
繰延税金資産(短期)		11,241	11,611
前払費用及びその他の流動資産		10,966	7,833
流動資産合計		119,739	119,337
投資：			
関連会社への投資	※4	10,143	9,938
その他有価証券－取得原価		2,152	2,152
投資合計		12,295	12,090
有形固定資産－取得原価：			
土地	※7	3,966	3,966
伝送システム及び設備		724,301	719,018
補助設備及び建物		63,339	61,063
		791,606	784,047
控除：減価償却累計額		△422,636	△410,394
有形固定資産合計		368,970	373,653
その他資産：			
のれん	※5	248,323	248,323
識別可能な無形固定資産－純額	※5	40,454	41,615
繰延税金資産(長期)		5,046	5,392
その他		16,452	16,353
その他資産合計		310,275	311,683
資産合計		811,279	816,763

(単位：百万円)

	注記 番号	当第 1 四半期連結会計期間末 (2011年 3 月 31 日)	前連結会計年度末 (2010年12月31日)
流動負債：			
短期借入金	※ 6	5,297	5,581
長期借入金－1年以内返済予定分	※ 6 , 8	23,177	19,247
キャピタルリース債務 －1年以内支払予定分：	※ 7		
関連当事者債務		16,727	16,905
その他		1,431	1,719
買掛金		25,627	27,995
未払法人税等		6,293	16,448
関連当事者預り金		453	268
繰延収益－ 1 年以内実現予定分		9,605	9,774
未払費用及びその他負債		16,866	10,481
流動負債合計		105,476	108,418
長期借入金 －1年以内返済予定分控除後	※ 6 , 8	123,986	128,887
社債	※ 6 , 8	10,000	10,000
キャピタルリース債務 －1年以内支払予定分控除後：	※ 7		
関連当事者債務		37,177	38,373
その他		4,180	4,432
繰延収益		59,964	60,478
繰延税金負債(長期)		12,798	13,392
その他負債		26,428	26,373
負債合計		380,009	390,353
契約及び偶発債務	※12		
資本：			
資本金－無額面普通株式		117,550	117,550
授權株式数： 15,000,000株			
発行済株式数：			
2011年 3 月31日現在 6,947,813株			
2010年12月31日現在 6,947,813株			
資本剰余金		226,396	226,017
利益剰余金		74,141	70,010
その他包括利益(損失)累計額		△1,085	△1,160
自己株式		△2,259	△2,266
自己株式数：			
2011年 3 月31日現在 24,024株			
2010年12月31日現在 24,102株			
当社株主帰属資本合計		414,743	410,151
非支配持分資本		16,527	16,259
資本合計		431,270	426,410
負債及び資本合計		811,279	816,763

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)			
	注記 番号	前第1四半期連結累計期間 (自 2010年1月1日 至 2010年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2011年1月1日 至 2011年3月31日)
営業収益：			
利用料収入		73,459	76,132
その他		14,687	15,632
営業収益合計		88,146	91,764
営業費用：			
番組・その他営業費用	※7	△31,954	△33,162
販売費及び一般管理費	※7	△17,624	△17,426
減価償却費	※5	△21,136	△20,545
営業費用合計		△70,714	△71,133
営業利益		17,432	20,631
その他の収益(費用)：			
支払利息－純額：			
関連当事者に対するもの		△421	△375
その他		△876	△784
持分法投資利益	※4	220	321
その他の収益－純額		323	142
税金等控除前利益		16,678	19,935
法人税等		△7,422	△8,607
四半期純利益		9,256	11,328
控除：非支配持分帰属四半期純利益		△856	△965
当社株主帰属四半期純利益		8,400	10,363
1株当たり情報：			
1株当たり当社株主帰属四半期純利益(円)		1,223.45	1,496.71
希薄化後1株当たり当社株主帰属四半期純利益(円)		1,220.64	1,496.07
加重平均発行済普通株式数(株)			
－基本的		6,866,131	6,923,712
－希薄化後		6,881,908	6,926,655

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前第1四半期連結累計期間 (自 2010年1月1日 至 2010年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2011年1月1日 至 2011年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
四半期純利益		9,256	11,328
四半期純利益を営業活動による現金の増加 (純額)に調整するための修正			
減価償却費		21,136	20,545
持分法投資利益		△220	△321
株式報酬費用		68	47
繰延税額		△876	35
事業譲受におけるバーゲン・パーチェス 取引に係る利益		△238	—
資産・負債の増減(企業結合を除く)：			
売掛金の増加(△)又は減少		△904	1,711
前払費用の増加		△2,309	△3,133
その他資産の増加(△)又は減少		566	△98
買掛金の減少		△93	△2,410
未払費用及びその他負債の減少		△134	△3,400
繰延収益の減少		△821	△682
計		25,431	23,622
投資活動によるキャッシュ・フロー			
資本的支出		△10,698	△11,698
事業譲受による支出		△840	—
その他の投資活動		8	122
計		△11,530	△11,576
財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入		616	—
自己株式の処分による収入		3,771	0
子会社株式追加取得による支出		—	△258
短期借入金の減少—純額	※6	△145	△284
長期借入金の元本支払	※6	△3,242	△971
キャピタルリース債務の元本支払	※7	△5,416	△5,265
配当金の支払	※10	△3,361	△6,231
その他の財務活動		505	314
計		△7,272	△12,695
現金及び現金同等物の増減—純額		6,629	△649
現金及び現金同等物の期首残高		64,426	78,212
現金及び現金同等物の四半期末残高		71,055	77,563

四半期連結財務諸表注記

1 会計処理の原則及び手続き並びに四半期連結財務諸表の表示方法

この四半期連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下、「米国会計基準」という。）に基づいて作成されております。

当社は、改正前の1934年米国証券取引所法施行規則12g3-2(b)に基づく申請を米国証券取引委員会に対して行っており、改正後の同規則に基づき米国会計基準に準拠した連結財務諸表及びその他の開示書類を作成し、開示しております。

当社が採用する会計処理の原則及び手続き並びに連結財務諸表の表示方法のうち、我が国における会計処理の原則及び手続き並びに表示方法と異なるもので、主要なものは以下のとおりであります。

（１）ケーブルテレビシステムの収益及び費用

ケーブルテレビシステムの工事と運営に係る収益及び費用について、米国財務会計基準審議会会計基準編纂書(Accounting Standards Codification、以下、「ASC」という。)922「エンターテインメントーケーブルテレビ」に従って会計処理しております。収益につきましては、加入者の新規設置料は当該サービスが提供された期に直接販売コストの範囲内で計上しております。それ以外の部分は繰り延べ、加入者がケーブルテレビ接続を持続すると見積もられる平均期間に亘って認識いたします。過去より、新規設置料は直接販売コストよりも金額が小さく、従ってこのような収益は設置が完了した期に認識しております。一方、費用につきましては、新しいケーブル放送設備や分配線設備の工事費用及びケーブルサービスの設置費用を資産化しております。資産化される工事費用及び設置費用には材料費、労務費及び関連する間接費が含まれます。資産化される設置費用には加入者宅に当社グループのケーブルシステムを繋ぐ初期の接続にかかる費用、引込線の交換にかかる費用、デジタル、電話、インターネット等のサービスの追加により発生する費用が含まれます。一方、既に引込線が存在する加入者宅に対する再接続にかかる工事費用、サービスの停止や引込線の修理や維持に係る費用については発生した期に費用計上しております。

（２）企業結合

企業結合については、ASC805「企業結合」に基づき取得法により処理しております。また、ASC350「無形資産ーのれん及びその他」に基づき、のれん及び耐用年数が確定できない無形固定資産は償却をせず、年一回及び減損の可能性を示す事象が発生した時点で減損の判定を行っております。

（３）法人税等

法人税等については、ASC740「法人所得税」に従い、資産負債法に基づき繰延税金資産を計上し、将来の回収可能性を評価しております。また、法人所得税の不確実な税務ポジションに関する規定により、申告書上選択した税務ポジションが税務当局の調査を経た後も申告通りに維持される可能性が高い場合に税務ベネフィットを認識し、可能性が低い場合には税務コストを計上しております。

（４）資産除去債務

ASC410「資産除却債務と環境負債」に従い、賃借建物等に対する原状回復義務及びケーブル設備等を除去する際の産廃費用等を資産除去債務として負債に計上しております。

（５）非支配持分帰属純利益

非支配持分帰属四半期純利益については、ASC810「連結」に従い、「四半期純利益」の後に区分して表示しております。

2 会計基準の変更

米国財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board、以下、「FASB」という。)は、2010年1月に、会計基準の改正(Accounting Standards Update、以下、「ASU」という。)2010-06「公正価値測定の開示の改善」を公表しました。ASU2010-06では、レベル3において購入、売却、発行及び決済について純額表示から総額表示への変更を要求しております。当社は当四半期より同基準を適用しておりますが、開示に係わる規定であるため、当社の経営成績及び財政状態への影響はありません。

2010年12月、FASBはASU2010-29「企業結合に関する補足的プロフォーマ情報の開示」を公表しました。ASU2010-29では、当年度に企業結合が発生した場合、比較年度の期首でのみ発生したと仮定して、プロフォーマ情報を開示することを要求しております。また、企業結合に関する重要又は非経常的なプロフォーマ情報の修正については内容と金額の開示も要求しております。当社は当四半期より同基準を適用しておりますが、開示に係わる規定であるため、当社の経営成績及び財政状態への影響はありません。

3 組替表示

現在の表記に合わせるため、過去の一部の金額の組み替えを行っております。

4 関連会社への投資

当社の関連会社はブロードバンド・サービス事業、チャンネル事業及びそれらの関連事業を行っております。当第1四半期連結会計期間末現在の持分割合は以下のとおりであります。

会社名	持分割合
ディスカバリー・ジャパン(株)	50.00%
ジュピターサテライト放送(株)	50.00%
(株)AXNジャパン	35.00%
アニマル・プラネット・ジャパン(株)	33.33%
(株)インタラクティブヴィ	32.50%
オープンワイヤレスプラットホーム(同)	32.22%
日本デジタル配信(株)	26.63%
グリーンシティケーブルテレビ(株)	20.00%

これらの関連会社投資の帳簿価額の中には、当該関連会社の純資産を当社の保有する株式投資取得原価が超過した部分である未償却ののれんを、前連結会計年度末において4,779百万円、当第1四半期連結会計期間末現在において4,779百万円含んでおります。また、他に識別可能な無形固定資産を含んでおり、見積り耐用年数17年で償却しております。

5 のれん及び無形固定資産

のれん

のれんの帳簿価額の変動は以下のとおりであります。(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 自 2011年1月1日 至 2011年3月31日	前連結会計年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日
のれん一期首残高	248,323	248,094
のれん一期中取得高	—	229
のれん一期末残高	248,323	248,323

識別可能な無形固定資産

識別可能な無形固定資産は、顧客関連資産、番組供給関連資産に係る無形固定資産及び商標権であります。これらは子会社取得時に当該子会社の既存顧客、番組及び番組ブランドから将来的にもたらされる経済価値及びブランド名を評価した無形固定資産であります。顧客関連資産は10年、番組供給関連資産は17年、商標権は10年に亘り定額法によりそれぞれ償却しております。これらの無形固定資産は、定期的にASC350「無形資産－のれん及びその他」に基づきその価値を評価しております。当第1四半期連結会計期間末現在及び前連結会計年度末の、当社グループの識別可能な無形固定資産の残高はそれぞれ以下のとおりであります。(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間末	取得原価	償却累計額	期末残高-純額
顧客関連資産	29,621	△12,734	16,887
番組供給関連資産	27,641	△4,284	23,357
商標権	240	△30	210
合計	57,502	△17,048	40,454
前連結会計年度末			
顧客関連資産	29,621	△11,986	17,635
番組供給関連資産	27,641	△3,877	23,764
商標権	240	△24	216
合計	57,502	△15,887	41,615

識別可能な無形固定資産の償却費は、前第1四半期連結累計期間において1,153百万円、当第1四半期連結累計期間においては1,161百万円であります。

6 借入金及び社債

借入金及び社債の概要は以下のとおりとなっております。(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 2011年3月31日	前連結会計年度末 2010年12月31日
<借入金> 短期借入金		
2010年 変動利率0.58-1.83%	5,297	5,581
2011年 変動利率0.58-1.30%		
タームローンによる借入金		
満期 2011-2016年、金利0.54%から2.26% ...	137,000	137,000
日本政策投資銀行からの有担保借入金		
満期 2011-2019年、金利0%	8,069	8,806
日本政策投資銀行からの有担保借入金		
満期 2011-2018年、金利0.65%から3.00% ...	2,094	2,328
合計	152,460	153,715
控除：1年以内返済予定分	△28,474	△24,828
1年以内返済予定分控除後長期借入金	123,986	128,887
<社債> 無担保普通社債		
満期 2014年、金利1.51%	10,000	10,000

7 リース契約

当社グループは様々なキャピタルリース契約(主にセットトップボックス)及び解約不能なオペレーティングリース契約を締結しております。キャピタルリースに係る設備の金額及び減価償却累計額は以下のとおりであります。(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 2011年3月31日	前連結会計年度末 2010年12月31日
伝送システム及び設備	111,142	113,182
補助設備及び建物	5,100	5,408
控除：減価償却累計額	△58,449	△58,909
	57,793	59,681

キャピタルリースの下での資産の減価償却費は四半期連結損益計算書の減価償却費に含まれております。

当第1四半期連結会計期間末における、キャピタルリース及び解約不能なオペレーティングリースの下での将来の最低リース料は以下のとおりであります。(単位：百万円)

	キャピタル リース	オペレーティング リース
2011年	15,231	299
2012年	17,013	215
2013年	12,778	152
2014年	8,936	76
2015年	5,723	72
2016年以降	4,091	28
最低リース料総額	63,772	842
控除：金利相当額	△4,257	
最低リース料の現在価値	59,515	
控除：1年以内支払予定分	△18,158	
長期債務金額	41,357	

当社グループは、事務所を解約可能な賃貸借契約で賃借しております。それらの賃料は以下のとおりであります。(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 自 2010年1月1日 至 2010年3月31日	当第1四半期連結累計期間 自 2011年1月1日 至 2011年3月31日
番組・その他営業費用	1,074	1,191
販売費及び一般管理費	527	348
合計	1,601	1,539

また、当社グループは特定の伝送設備及び電柱等の設備を解約可能なリース契約で賃借しております。それらのリース料は以下のとおりであります。(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 自 2010年1月1日 至 2010年3月31日	当第1四半期連結累計期間 自 2011年1月1日 至 2011年3月31日
番組・その他営業費用	3,711	3,702
販売費及び一般管理費	30	25
合計	3,741	3,727

8 金融商品の公正価値

「現金及び現金同等物」、「売掛金」、「短期借入金」及び「買掛金」等の流動性のある金融商品の公正価値は、概ね帳簿価額と等しくなっております。また、長期負債については以下のとおりであります。(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 2011年3月31日		前連結会計年度末 2010年12月31日	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
長期借入金（1年以内返済予定分を含む）…	147,163	147,948	148,134	149,469
社 債	10,000	10,161	10,000	10,254

9 1株当たり損益

1株当たり損益(以下、「EPS」という。)はASC260「1株当たり利益」に準拠して開示しております。ASC260では、基本的EPSは潜在的な普通株式による希薄化効果を除外し、純利益(損失)を当該年度の加重平均発行済普通株式数で除して算定いたします。希薄化後EPSは潜在的な希薄化について、株式の発行を伴う有価証券その他の契約が実行されるか、あるいは普通株式に転換された場合の影響を反映したものであります。

以下の表は、前第1四半期連結累計期間、当第1四半期連結累計期間の基本的及び希薄化後1株当たり情報を示したものであります。

	前第1四半期連結累計期間 自 2010年1月1日 至 2010年3月31日	当第1四半期連結累計期間 自 2011年1月1日 至 2011年3月31日
当社株主帰属四半期純利益(百万円) ……………	8,400	10,363
加重平均発行済普通株式(株)		
基本的……………	6,866,131	6,923,712
希薄化効果の影響……………	15,777	2,943
希薄化後……………	6,881,908	6,926,655
1株当たり当社株主帰属当四半期純利益(円)		
基本的……………	1,223.45	1,496.71
希薄化後……………	1,220.64	1,496.07

10 配当に関する事項

2011年3月23日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議しております。

株式の種類 ……………	普通株式
配当金の総額 ……………	6,231百万円
1株当たり配当額 ……………	900円00銭
基準日 ……………	2010年12月31日
効力発生日 ……………	2011年3月24日
配当の原資 ……………	利益剰余金

11 連結キャッシュ・フロー計算書の補足情報

連結キャッシュ・フロー計算書の補足情報は以下のとおりであります。(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 自 2010年1月1日 至 2010年3月31日	当第1四半期連結累計期間 自 2011年1月1日 至 2011年3月31日
現金支出額：		
利息支払額……………	991	856
法人税等支払額……………	11,545	16,456

12 契約義務

当社グループの番組供給会社は、委託放送事業者である子会社及び関連会社を通じて、個々のチャンネルが必要とする帯域幅に応じてトランスポンダー(衛星中継器)機能を利用する契約及び番組供給会社の発信する信号を中継器に送信するためのアップリンク・サービス(送信サービス)の契約を受託放送事業者と締結しております。その他、コンテンツ保有会社等と番組購入に関する契約を締結しております。また、当社グループではビデオ・オン・デマンドビジネスに関する最低保証契約を締結しております。当第1四半期連結会計期間末現在、当社グループが契約しているこれらの契約義務の合計金額は43,142百万円であります。さらには、同連結会計期間末現在、当社は関連会社に代わり合計1,253百万円の為替予約の契約をしております。

13 重要な後発事象

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2010年5月13日

株式会社ジュピターテレコム
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 高 橋 勉 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 福 田 秀 敏 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岩 出 博 男 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジュピターテレコムの2010年1月1日から2010年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2010年1月1日から2010年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2010年1月1日から2010年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジュピターテレコム及び連結子会社の2010年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、住友商事株式会社が2010年3月3日より実施した会社の普通株式を対象とする公開買付けが2010年4月14日に終了し、住友商事株式会社は会社株式875,834株を取得した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2011年5月12日

株式会社ジュピターテレコム
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 勉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福田 秀敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩出 博男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジュピターテレコムの2011年1月1日から2011年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2011年1月1日から2011年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2011年1月1日から2011年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジュピターテレコム及び連結子会社の2011年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。